

平成 27 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 2 回 原因者責任検討部会議事要旨

- (1) 中間処理施設の跡地に残されている廃棄物等については、周辺環境への影響が懸念されることから、市は必要な措置を講じることをレッグ等の原因者に求めること。
- (2) 排出事業者・収集運搬業者に対しては、自主的措置の履行を確保するための作業が順次進められており、評価できる。今後は、引き続き、できる限り多くの事業者に対して協力を求めていくこと。
- (3) レッグ対策工事に伴って設置する工作物の取扱いについては、市が整理した方向性で検討することが妥当である。
- (4) 元廃棄物対策課職員の不祥事を受け、市が取り扱う情報を改めて精査し、公開できる情報については、積極的に情報開示するとともに、非公開情報については、情報管理体制を見直すこと。
併せて、職員個人のコンプライアンスについて意識付けを徹底する等、可能な限りの対策を講じることで、再発防止と信頼回復に努めること。
- (5) 行政代執行により多額の公費を投じて支障除去対策工事を実施する以上、市として、当該地を適切に管理できるよう検討を進めることが望ましい。

※ 公開の判断の理由（松山市情報公開条例第7条第2号及び第4号）

本部会においては、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。